

只見線企画列車実施業務委託仕様書

第1 事業の概要

1 目的

只見線において特色ある団体臨時列車を運行し、新たな乗客層の開拓やコンテンツの発掘を図るとともに、更なる誘客を促進する。

第2 委託事業の内容

1 団体臨時列車の運行

以下のとおり団体臨時列車の運行、企画及び参加者募集を行うこと。

(1) 運行日、車両

委託者が指定する列車を5回以上運行すること。なお、現在の運行日、車両については以下を想定しているが、今後の調整により変更となる可能性がある。運行日、車両については7月～9月の運行は4月中旬、10月～11月の運行は6月中旬に正式決定となる見込みである。

また、運行に係る諸手続きは、受託者が販売事業者（お座敷トロッコ列車を除く）であるJR東日本びゅうツーリズム&セールス（以下、VTS）と調整を行うこと。また、お座敷トロッコ列車の運行については車両保有者である会津鉄道株式会社と調整を行うこと。

ア 【時期】令和8年7月19日（日）又は20日（月・祝）

【車両】キハ110系

イ 【時期】令和8年9月20日（日）又は22日（火・祝）、21日（月・祝）

【車両】SATONO

ウ 【時期】令和8年10月1日（木）

【車両】ひなび、おいこっと、レトロラッピング車両

エ 【時期】令和8年10月前半

【車両】お座敷トロッコ列車

オ 【時期】令和8年11月7日（土）8日（日）又は14日（土）

【車両】SATONO

（時期、車両については希望順。）

(2) 運行区間

会津若松駅から只見駅間を原則とする。

(3) 募集人数

SATONO 120人/回程度（上り下り各60人）

びゅうコースター風っこ 150人/回程度（上り下り各75人）

お座敷トロッコ展望列車 100人/回程度（上り下り各50人）とする。

その他車両を運行する場合は委託者と協議の上決定する。

(4) 車内企画

車内企画について車両や運行時期に合わせ提案を行うこと。なお、実施する企画については、委託者との協議の上決定するものとする。

ただし、以下の点に注意すること。

ア (1) ウの運行については、「只見線全線運転再開4周年記念列車」として仕立

て、沿線で記念列車をお出迎えできるよう、4周年を記念する横断幕（4枚）、手旗（50個）を作成すること。なお、沿線関係機関等におもてなしやお出迎え等の依頼は委託者が実施する。

イ （1）オの車内企画は別事業にて実施するため、列車の運行、広告、販売のみを実施することとし、車内企画の提案は行わないこと。

ウ 往復利用に限らず、片道のみ利用や途中乗降車のプラン、片道バスによる沿線周遊プランを造成するなど、定期運行に近い方法で実施すること。

エ 参加者に降車後のモデルコースや体験プログラム等を提案し、列車と地域の魅力を組み合わせながら、利用を促進すること。

（5）費用

催行にあたり補填費用が発生することがあるため、事業費より補填費用の支払いを行うこと。

※補填費用＝（車両定員の9割－申込者数）×往復運賃及び指定席料金＋添乗員経費
参加者から参加料を徴収することとし、参加料は往復運賃及び指定席料金、食事等の参加者個人が消費する金額とすること。なお、参加料は原則VTS、会津鉄道株式会社の収入とし、運行に係る経費に充当するものとする。なお、参加料については委託者、販売先と都度協議し決定することとする。

（6）調査

アンケート調査を実施し、持続的な運行に向けた改善策を提案すること。

2 プロモーション

企画列車運行に合わせ、参加人数確保のため必要なプロモーションを行うこと。以下については実施例であり、実際に行うプロモーション内容については、企画書にて提案すること。

（1）企画列車運行の広告掲載

（2）WEB広告の実施（Google Display Network、Youtube）等

3 その他

本事業における団体臨時列車の参加者募集を行う際には、「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と記載し、周知すること。

第3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。

2 進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者又は受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。

3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

第4 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】 収支決算書【様式3-3】	事業完了後15日以内かつ令和9年3月31日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日